

議案第129号
宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 改正の内容について

1 改正の概要

国において、産科医療補償制度における掛金額が1.2万円に引き下げられることにあわせて、出産育児一時金の加算額を1.2万円に改正すると同時に、出産育児一時金の総額は42万円を維持することが決定されたことを受け、出産育児一時金について、現行の40.4万円を40.8万円に増額します。

産科医療補償制度適用の分娩の場合の出産育児一時金の支給総額は42万円に変更ありませんが、産科医療補償制度適用外の分娩の場合の支給額が、40.4万円から40.8万円に増額となります。

産科医療補償制度加入機関で出産された場合

産科医療補償制度加算額（掛金相当額）



(現 行)	出産育児一時金 40.4万円	1.6万円	合計42万円
(改正後)	出産育児一時金 40.8万円	1.2万円	合計42万円

2 出産育児一時金について

健康保険法等に基づく保険給付として、出産に直接要する費用や出産前後の健診費用等の出産に要すべき費用の被保険者の経済的負担を軽減し、安心して出産することができるよう一定の金額が支給される制度です。

3 産科医療補償制度について

分娩において発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供し、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的に平成21年1月から実施されています。

この制度は、分娩を取り扱う病院、診療所や助産所（分娩機関）が加入する制度です。なお、市内の全ての出産可能な医療機関は産科医療補償制度に加入しています。